

社説

水俣病補償解決のために

水俣病補償のあつせんに当
たる第三者機関「水俣病補償
処理委員会」の現地調査が、

きのうから三日間の日程で行なわれている。
処理委員は患者家屬互助会の一任派六十四世帯
が、万事を託している機関であり、かねて一
刻も早い現地調査を望んでいたものである。
それだけに今回の実情調査に期待するところ
は、大なるものがあると思われる。

処理委員が満足したのは四月下旬である。患
者、会社ともに満足のできる調停を目標とし
て作業に入り、五月上旬には寺本熊本県知事
と渡辺水俣市助役、患者、チツソ代表から事
情を聞いた。今度の現地調査が終わったあ
と、七月から調停の本格作業を始めることに
なっている。

水俣病補償をめぐる、患者と家庭は周知
のように一任派と、訴訟派に分かれている。
そして訴訟派二十八世帯は、さきにチツソを
相手として、慰謝料請求の裁判に踏み切り訴
状を提出した。こうして補償をめぐる、調停
と訴訟が並行して行なわれるという異常な状
態が生まれているのである。

このような情勢下で決められる調停作業

は、決して生やさしいものではない。第
一に補償の処理方式で、チツソと互助会側に
意見の食い違いがある。すなわち会社側は三
十四年の見舞い金の上積みを受けているとい
われ、互助会側はこれを白紙に返した新たな
補償を求めている。

困難を予想の調停作業

ついで補償金額について、互助会側は「死
者千三百万円、生存者年金六十万円」の要求
をおろしていないし、これに対し会社側は経
営を脅かすような額は払えないとの態度をと
っている。

第三に補償処理委員が何を基準に金額を決
めるかという問題がある。当然考えられるのは
交通事故や労災補償など、過去の補償事例が
参考とされるだろうということである。これ
らの事例では死者の場合、最高八百万円一
千万円のケースがある。また生存者の場合、
障害の程度に応じた補償額が提示されること
は、委員のなかに労働災害の段階補償の専門
家が含まれていることからみて、予想される
ことである。

第四に親が死したあとの胎児性患者の補
償をどうするか、また現住国、県、市で補助
している医療費が、補償の決定後に打ち切ら
れた場合、あとの医療費をどうするかという
問題など、さまざまな困難なケースが山積し
ているのである。

処理委員がこのような難問をふまえて、どの
ような回答を示すか、その労苦は大きいもの
がある。その結論が下されるのは、おそらく
も年内中とみられているが、公害補償の初の
試みであるだけに、全国の公害補償の先例と
して大きな影響を与えることは間違いない。
さらに九月に予定される裁判の第一回口頭弁
論にも、何らかの波紋なしとは言えない。

ところで公害の補償にさいして、世論の果
たす役割りを考えてみたい。すなわち調停に
しる裁判にしろ、よりよい解決を図る力半
は、世論の動向にかかっているということが
出来るからである。

昨年の秋の公害認定後もうだつたが、この
ほど訴訟派が訴状を提出したときも、また処
理委員の一行が現地調査を行なうというニュー
スが流れたときも、水俣市民のなかには正直
なところ、もう公害で騒ぎたくないという人
が多かったように思われる。病氣発生以来十
五年、水俣病は遠い過去の出来事として忘れ
去られようとしていたのである。それをいま

騒ぎ立て、改めて政府と会社の責任を追及し
ようというのは、これまで「企業第一」に生
活してきた市民には耐えられないことであっ
たのである。

しかしその半面、白らの手で問題を解決し
ようという公害闘争が、次第に広がろうとし
ているのも現実である。戦後最大の公害事件
と騒がれながら、被災者を支援しようという
機運はなかなか起らなかったが、五月上旬
には県民会議が結成され、六月上旬には自治
労が公害全国対策連絡会を結成、支援に当た
ることになった。また裁判には多くの弁護士
が手弁当で参加するという。

世論の盛り上がり先決

公害に対する世論の盛り上がりは、国や地
方自治体の政治、行政の姿勢にも反映する。
公害三法案が衆議院を通過したこと、熊本県が
公害防止条例を更新して新しい審議会を作つ
たこと、公害課を設けたことなど、その一
例である。

また世論は企業界の姿勢をも変えつつある。
すなわち当のチツソ水俣工場では、有機水銀
を回収する装置をつけた。八代の四大工場も
それぞれ公害防止と取り組み、大気や河川を
汚染せず、悪臭がない環境の実現へ努力し

つつある。
しかしながら、ここで忘れてならぬ
は、まだ知られない公害病が、いつどこで起
るかわからないということである。事実、
最近では不顕性水俣病の存在も明らかになつ
た。現在でこそ政府も地方自治体も、企業も
公害防止に熱意をもっているが、対策がいつ
安易なものになるかわからない。いまの積極
的姿勢が永続するという保証はないのであ
る。

水俣病は不治の病である。現代の医学で
は、一度かかった人を、もとの健康なからだ
に戻すことは、きわめて困難だといわれる。
それは決して過去の病氣ではない。今日なお
狂い回って苦しむ患者には死の病であり、働
き手を失った家庭には、取り返しのできない
災厄となっている。

帰らない死者のために、不幸な犠牲者のた
めに、社会が出来ることは、多くの人が納得
のいく補償がなされることであり、さらに同
じような人災を繰り返さない道を捜し、公害
防止の世論を確かなものとするところなかる
うか。

ともあれ「水俣病補償処理委員会」の現地
調査の労を多とするとともに、調停作業への
実り多き成果を期待したく思ふ。